

改正

平成17年12月26日教委規則第26号

平成22年2月24日教委規則第7号

新潟県柏崎市教育委員会表彰規則

新潟県柏崎市教育委員会表彰規則（平成元年教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市の教育、学術、文化及びスポーツに関し、著しい功績のあった者を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成22年教委規則7号〕

（表彰の対象）

第2条 表彰する者の対象は、次のとおりとする。

- （1） 市立の小・中学校、その児童生徒又は教職員
- （2） 市内に設置されている保育園又は幼稚園の園児
- （3） 市内に設置されている新潟県立の学校又は私立高等学校の児童生徒
- （4） 教育委員会の所管に係る団体又は個人（前号に規定するものを除く。）

全部改正〔平成17年教委規則26号〕、一部改正〔平成22年教委規則7号〕

（表彰の基準）

第3条 前条第1号から第3号までに規定する者の表彰の基準は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育団体、文部科学省、新潟県教育委員会又は保育園若しくは幼稚園の関係上部団体が主催又は後援する競技会等若しくは参加を一般に呼び掛けた全国単位の競技会等においてその成績が優秀な者
- （2） 科学、芸術若しくは文化の振興向上に寄与した者又は学校における教育研究実践においてその業績が顕著な者
- （3） 体育・スポーツの振興又は保健安全教育の進展に寄与し、その功績が顕著な者
- （4） 善行、ボランティア等を通して地域社会に貢献し、その実績が顕著な者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が表彰に値すると認める者

2 前条第4号に規定する者の表彰の基準は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育、社会教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与し、その功績が顕著な者

(2) 善行、ボランティア活動、文化活動その他の模範となる行為があった者

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が表彰に値すると認める者

全部改正〔平成17年教委規則26号〕

(審査等)

第4条 教育委員会は、表彰者の決定に当たっては、申請、推薦又は応募のあったものについて審査する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈り、これを行う。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、毎年度末とする。ただし、特別の事情があるときは、その都度表彰を行うことができる。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月26日教委規則第26号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月24日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。